

意見募集は終了しました

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第2次改訂版（素案） に対するパブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するために、居住支援や、就労支援、育児支援などの幅広い分野にわたる総合的対策として、平成14年11月に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、ひとり親家庭等のニーズに対応した支援策を総合的、計画的に推進してまいりました。

また、18年3月に策定したプラン改訂版では、自立支援に重点をおいた施策を配し、七つの基本目標を設定して、各種施策に取り組んでまいりました。

本プランは社会情勢やひとり親家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、おおむね3年を目途に見直しを図ることとしており、上位計画である「野田市新エンゼルプラン（野田市次世代育成支援対策推進行動計画）後期計画」の計画期間に合わせて見直しを行うこととし、策定作業を進めてまいりました。

このたび、野田市児童福祉審議会の審議を経て、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第2次改訂版」の素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定及び改正」

3 意見募集の資料

- ◆ [野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第2次改訂版（素案）](#)（PDF：66KB）

（参考資料）

- ◇ [野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（改訂版）（現行）](#)
- ◇ [野田市児童福祉審議会条例（平成52年野田市条例第11号）](#)（PDF：14KB）
- ◇ [母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号）](#)（PDF：59KB）
- ◇ [母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）](#)（PDF：77KB）

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所1階児童家庭課
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
 - ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成 22 年 1 月 5 日(火)から平成 22 年 2 月 4 日(木)まで※意見募集は終了しました

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 保健福祉部児童家庭課 あて ※ 2 月 4 日の消印有効
◇持参の場合	○市役所 1 階 児童家庭課 (土・日・祝日を除く) 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	◇意見投函箱 ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土・日・祝日を除く) ○各公民館、各図書館 (休館日を除く) 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1087
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第 2 次改訂版(素案)に対する意見と書いて、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部児童家庭課 指導係
電話 04-7125-1111 内線 2135